

四日市市告示第261号

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第140号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、商店街、<u>高度経済成長期</u>に郊外に建設された住宅団地（以下「郊外住宅団地」という。）又は<u>地区空き家等活用計画</u>を定めた地区において空き店舗等を活用し、新たに出店しようとするものを支援することにより、<u>空き店舗等</u>の解消によるにぎわいの創出並びに市内の買い物拠点の維持及び再生を図るため、その経費の一部を補助することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11条）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、商店街<u>及び</u>高度経済成長期に郊外に建設された住宅団地（以下「郊外住宅団地」という。）<u>における</u>空き店舗等を活用し、新たに出店しようとするものを支援することにより、<u>空き店舗</u>の解消によるにぎわいの創出並びに市内の買い物拠点の維持及び再生を図るため、その経費の一部を補助することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11条）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる</p>

用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)から(3)まで (略)

(4) 空き店舗等 空き店舗その他の既存の建物をいう。

(5) (略)

(6) 地区空き家等活用計画を定めた地区

市街化調整区域における既存集落の維持・地域再生を図るために策定する地区空き家等活用計画に関する要綱(令和6年四日市市告示第189号)に基づき、既存集落の維持や観光振興等による地域再生を図ることを目的に、地区空き家等活用計画を定めた地区をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。

(1) (略)

(2) 別表に定める郊外住宅団地内の空き店舗等を活用し、日常生活に必要な商品及びサービスを提供するために新たに出店する事業(小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は医療・福祉事業を営業するものに限る。)及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業

用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)から(3)まで (略)

(4) (略)

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。

(1) (略)

(2) 四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱(令和2年四日市市告示第159号)別表1に定める郊外住宅団地内の空き店舗その他の既存の建物を活用し、日常生活に必要な商品及びサービスを提供するために新たに出店する事業(小売業、飲食サービス業、生活関連サー

ビス業又は医療・福祉事業を営業するものに限る。)及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業

(3) 地区空き家等活用計画を定めた地区内の空き店舗等を活用し、都市計画法に基づく許可を受けて新たに出店する事業(飲食サービス業、小売業)

2 (略)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に定める者とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う空き店舗が立地する商店街組織から推薦を受け、当該商店街組織に加入して活動し、当該事業を3年以上継続する意思があるもの

(2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う郊外住宅団地又は地区空き家等活用計画を定めた地区内において地域活動に参加し、当該事業を3年以上継続する意思があるもの

(補助対象期間及び補助金の額)

第6条 (略)

2 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号

2 (略)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に定める者とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う空き店舗が立地する商店街組織から推薦を受け、当該商店街組織に加入して活動する意思があるもの

(2) 前条第1項第2号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う郊外住宅団地内において地域活動に参加する意思があるもの

(補助対象期間及び補助金の額)

第6条 (略)

2 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号

に定めるところによる。

- (1) 事業を開始した年度 補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。なお、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を行うものであって、小売業の出店に係る事業については、補助対象経費の4分の3以内とし、150万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) (略)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の開始前に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 誓約書(第4号様式)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 賃貸契約書又は不動産登記事項証明書の写し

(10) 都市計画法に基づく許可を受けていることが分かる書類(第3条第1項第3号に掲げる事業を行うものに限る。)

に定めるところによる。

- (1) 事業を開始した年度 補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。なお、小売業の出店に係る事業については、補助対象経費の4分の3以内とし、150万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) (略)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の開始前に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 賃貸契約書または不動産登記事項証明書の写し

(11) (略)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 (略)

(計画の変更)

第9条 申請者は、前条に定める交付決定通知を受けた後に補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市空き店舗等活用支援事業計画変更承認申請書(第6号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2及び3 (略)

(変更決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により事業計画の変更を承認したときは、四日市市空き店舗等活用支援事業補助金変更決定通知

(9) (略)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 (略)

(計画の変更)

第9条 申請者は、前条に定める交付決定通知を受けた後に補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市空き店舗等活用支援事業計画変更承認申請書(第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2及び3 (略)

(変更決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により事業計画の変更を承認したときは、四日市市空き店舗等活用支援事業補助金変更決定通知

書（第7号様式）により申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助金交付決定通知を受けたものが補助対象事業を完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 四日市市空き店舗等活用支援事業実績報告書（第8号様式）
- (2)から(6)まで （略）

（補助金の交付）

第12条 （略）

2 申請者は、前項の請求を行う場合は、請求書（第9号様式）により市長に請求するものとする。

別表

対象となる郊外住宅団地	
団地名	所在地
高花平	高花平1～5丁目
あさけが丘	あさけが丘1～3丁目
笹川	笹川1～9丁目
ときわ台	ときわ三丁目
坂部が丘	坂部が丘1～5丁目

書（第6号様式）により申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助金交付決定通知を受けたものが補助対象事業を完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 四日市市空き店舗等活用支援事業実績報告書（第7号様式）
- (2)から(6)まで （略）

（補助金の交付）

第12条 （略）

2 申請者は、前項の請求を行う場合は、請求書（第8号様式）により市長に請求するものとする。

<u>平津</u>	<u>平津新町</u>
<u>生桑台</u>	<u>生桑町の一部（生桑台）</u>
<u>北永台</u>	<u>広永町の一部（北永台）</u>
<u>大沢台</u>	<u>山之一色町の一部（大沢台）</u>
<u>松ヶ丘</u>	<u>青葉町</u>
<u>東垂坂</u>	<u>東垂坂町</u>
<u>青葉台</u>	<u>松本四丁目</u>
<u>小杉新町</u>	<u>小杉新町</u>
<u>桜台</u>	<u>桜台 1～3丁目</u>
<u>桜ヶ丘</u>	<u>桜町の一部（桜ヶ丘）</u>
<u>三重</u>	<u>三重 1～9丁目</u>
<u>八千代台</u>	<u>八千代台 1～3丁目</u>
<u>大谷台</u>	<u>大谷台 1～2丁目</u>
<u>三滝台</u>	<u>三滝台 1～4丁目</u>
<u>美里ヶ丘</u>	<u>生桑町の一部（生桑町美里ヶ丘）、尾平町の一部（尾平町美里ヶ丘）</u>
<u>あがたが丘</u>	<u>あがたが丘 1～3丁目</u>
<u>かわしま園</u>	<u>川島町西広、山神谷、犬吠の一部（かわしま園）</u>
<u>あかつき台</u>	<u>あかつき台 1～6丁目</u>
<u>みゆきが丘</u>	<u>みゆきが丘 1～2丁目</u>
<u>波木が丘</u>	<u>波木が丘町</u>
<u>陽光台</u>	<u>浮橋 1～2丁目、南松本町</u>
<u>桜花台</u>	<u>桜花台 1～2丁目</u>

第 8 号様式を第 9 号様式とし、第 4 号様式から第 7 号様式までを 1 様式ずつ繰り下げ、第 3 号

様式の次に次の 1 様式を加える。

誓約書

四日市市長

年 月 日

（申請者）

住所

名称

氏名

（代表者の署名又は記名押印）

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金の申請にあたり、以下の事項について誓約します。

- ・ 継続した営業に努め、3年以上店舗の営業を継続すること
- ・ （第3条第1項第1号に掲げる事業：商店街）
商店街組織に加入して活動すること
- ・ （第3条第1項第2号および3号に掲げる事業：郊外団地、地区空き家等活用計画を
定めた地区）
事業を行う郊外住宅団地または地区空き家等活用計画を定めた地区内において、地域活動に参加すること

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。